

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
新明和工業（株）	代表取締役 五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号	令和 7 年 5 月 2 2 日から 令和 7 年 1 1 月 2 1 日まで (6 か月)

2 指名停止措置の範囲

益田市が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3 事実概要

新明和工業（株）は、平成 2 9 年以降、特定エレベーター方式 P S 設置工事において、同業他社らと複数業務において受注業者を予め定めており、独占禁止法の規定に基づき公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。

4 指名停止措置理由等

新明和工業（株）が公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱」別表第 2 第 4 号に該当する。

よって、指名停止措置の期間は 6 か月とする。

〈指名停止要綱 別表第 2〉

指 名 停 止 要 件	指名停止期間
(独占禁止法違反行為) 4 一般の建設工事等又は物品の売買等に関し独占禁止法第 3 条、第 8 条第 2 項第 1 号又は第 1 9 条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 月以上 2 4 月以内